



議案第二二号

三朝町農業共済条例の全文改正について
三朝町農業共済条例の全文を別紙のとおり改正する

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

第一章 総 則

(趣 旨)

第一条 この町が、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)に基づいて行なう共済事業に
 関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。
 (実施区域)

第二条 この町が行なう共済事業の実施区域は、この町の区域とする。

第二章 共 済 事 業

第一節 通 則

(共済事業の種類並びに共済目的の種類及び共済事故)

第三条 この町は、次の表の上欄に掲げる共済事業を行なうものとし、それぞれ同表の相当中欄に掲げる共済目的につき、
 相当下欄に掲げる共済事故によつて生じた損害について、この町との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付する
 ものとする。

共 済 事 業 の 種 類	共 済 目 的 の 種 類	共 済 事 故
農 作 物 共 済	水稲、陸稲及び麦	風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、病虫害及び鳥獣害
		蚕児の風水害、地震又は噴火による

蚕 繭 共 済		春蚕繭及び夏秋蚕繭	災害及び病虫害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひよう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害及び病虫害による減収
家畜共済		死 傷 病 傷 共 済	出生後第五月の月の末日を経過した牛、山羊、めん羊及び種豚並びに明け二歳以上の馬
生 産 共 済	死 傷 病 傷 共 済	妊娠六月の月の初日から出生に至るまでの牛の胎児及び出生後第五月の月の末日に至るまでの牛（乳用種の雄牛を除く。ただし、種雄牛にすること目的として育成されるものを含む。）並びに妊娠第七月の月の初日から出生に至るまでの馬の胎児及び出生後その年の末日に至るまでの馬	死亡（とさつによる死亡を除く。以下同じ。） 廃用、疾病及び傷害
生 産 共 済		死 傷 病 傷 共 済	死亡（流産を含む。）及び廃用

- 2 前項の表の家畜共済の死傷病傷共済に係る廃用の範囲は、次のとおりとする。
- 一 疾病又は不慮の傷害（第三号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき。
 - 二 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき。

三 骨折、は行、両眼失明若しくは創傷性心のう炎で治ゆの見込みのないもの又は放線菌症、齒が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であつて採食不能となるもので治ゆの見込みのないものによつて使用価値を失なつたとき。

四 盗難その他の理由によつて行方不明となつた場合において、その事実の明らかとなつた日の翌日から起算して三十日以上生死が分明でないとき。

五 種雄牛、種雄馬又は乳用種の雌牛が治ゆの見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まる日以後に生じたことが明らかなるものによつて繁殖能力を失なつたとき。

六 乳用種の雌牛又は山羊が治ゆの見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まる日以後に生じたことが明らかなるものによつて泌乳能力を失なつたことが泌乳期において明らかとなつたとき。

七 老令によつて使用価値を失なつたとき。

3 第一項の表の家畜共済の生産共済に係る廢用の範圍は、次のとおりとする。

一 前項第一号から第四号までに該当するとき。

二 き型又は不具で将来の使用価値がないと認められたとき。

4 第二項第五号の乳用種の雌牛は、この町がその妊娠していることをこの町の死廢病傷共済に係る共済責任の始まる日の前日以後において確認をした乳用種の雌牛であつて、引き続き、当該死廢病傷共済に付されているものに限る。

(共済掛金の納付義務)

第四条 この町との間に共済關係の存する者は、この条例で定めるところにより、共済掛金のうちその者の負担に係る部分の金額(以下「加入者負担共済掛金」という。)をこの町に納付しなければならない。

(事務費の賦課)

第五条 この町は、毎会計年度、この町が共済事業を行なうため必要とする事務費予定額から法第十四条の規定による困庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び鳥取県農業共済組合連

合会からこの町に賦課された賦課金の支払に充てる費用をこの町との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、町長が議会の議決を経て定める。

一 水稲共済割

二 陸稲共済割

三 麦共済割

四 蚕繭共済割

五 家畜共済割

六 均等割

3 第一項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の納期限は、当該賦課金に係る共済目的の種類についての加入者負担共済掛金の納期限と同一の期限とする。

4 賦課金は、納入通知書により徴収するものとする。

（督促、滞納処分等）

第六条 農作物共済若しくは蚕繭共済に係る加入者負担共済掛金又は賦課金についての督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収等に関しては、~~この町に賦課する~~町に賦課する条例の定めるところによる。

（加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効）

第七条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は払いもどしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

（共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止）

第八条 共済金の支払を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

(共済掛金及び賦課金の相殺禁止)

第九条 この町との間に共済関係の存する者は、この町に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について相殺をもつてこの町に対抗することができない。

(共済金の最低額)

第十条 この町がこの町との間に共済関係の存する者に対して支払う共済金の額は、この町が鳥取県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(共済目的の譲渡による共済関係の承継)

第十一条 農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の譲受人は、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人がこの町との間に共済関係の存する者でないときは、この限りでない。

2 家畜共済の共済目的の譲受人は、この町の承諾を受けて共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。この場合において、譲受人の住所(譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地)が鳥取県の区域外に在る場合及び家畜を鳥取県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合には、この町は、承諾を拒むものとする。

3 農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の譲受人でこの町との間に共済関係の存しない者については、前項本文の規定を準用する。

4 第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から二週間以内(その者の住所、(その者が法人である場合は、その事務所の所在地)共済目的の所在地)その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、この町に承諾の申請をしなければならぬ。

5 共済目的について相続その他の包括承継があつた場合には、前四項の規定を準用する。

(損害防止の義務等)

第十二条 この町との間に共済関係の存する者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

2 この町は、前項の管理その他損害防止についてこの町との間に共済関係の存する者を指導することができる。

(損害防止の処置の指示)

第十三条 この町は、この町との間に共済関係の存する者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合は、その者の負担した費用は、この町の負担とする。

(損害防止施設)

第十四条 この町は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

(立入調査権)

第十五条 この町は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第十六条 この町との間に共済関係の存する者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

2 この町との間に共済関係の存する者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの町に通知しなければならない。

一 災害の種類

二 災害の発生の年月日

三 災害により被害を受けた場所その他災害によつて生じた損害の状況

四 その他災害の状況が明らかとなる事項

(損害の認定)

第十七条 この町が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つてするも

のとする。

(損害評価会の意見聴取)

第十八条 この町は、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。

(共済関係の無効の場合の効果)

第十九条 この町は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの町が共済金の支払の責めを免れる場合においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、この町との間に共済関係の存する者が善意であつて、かつ、重大な過失がなかつたときは、この限りでない。

第二節 農作物共済

(共済関係の当然成立)

第二十条 第二条に規定する区域内に住所を有する次の各号に掲げる農作物の耕作の業務を営む者でこの町との間に農作物共済の共済関係の存しないものがその営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが当該各号に掲げる基準に達するに至つたときは、その時に、この町との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。

- 一 水稲 二反歩
- 二 陸稲 一反歩
- 三 麦 一反歩

(共済関係の任意成立)

第二十一条 第二条に規定する区域内に住所を有する水稲、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者(水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が一反歩未満である者を除く。)でこの町との間に農作物共済の共済関係の存しないものは、この町に対し、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次の事項を記載した申出書をこの町に提出してするものとする。

一 申出者の氏名及び住所（法人たる申出者にあつては、その名称、その代表者の氏名及び事務所の所在地）

二 共済目的の種類

三 耕地の所在地及びその耕作面積

3 第一項の申出があつたときは、その申出を受理した日から起算して二十日を経過した時に、当該申出をした者とこの町との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、この町が、その申出を受理した日から起算して二十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

（共済関係が存しない場合）

第二十二條 第二十条又は前条第三項の場合において、これらの規定によりこの町との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稲、陸稲又は麦が、その共済関係の成立の際、現に共済責任関係の始期が過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者とこの町との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

2 この町との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入者」という。）の業務とする耕作に係る水稲、陸稲又は麦で特定の年産に係るものにつき、次に掲げる事由がある場合において、この町が当該事由が存する旨の鳥取県知事の認定を受けて、指定したときは、当該指定に係る農作物については、当該共済関係は、存しないものとする。

一 当該農作物が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。

二 当該農作物に係る基準収穫量（第三十二条第三項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の適正な決定が困難であること。

三 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行なわれず、又は行なわれないおそれがあること。

(共済関係の消滅)

第二十三条 農作物共済加入者が第二条に規定する区域内に住所を有する水稲、陸稲、麦の耕作の業務を営む者(水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が一反歩未満である者を除く。)でなくなつたときは、その時に、農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。

2 農作物共済加入者でその営む水稲、陸稲又は麦ごとの耕作の業務の規模がいずれも第二十条第一項各号に掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。

3 前項の申出は、申出書をこの町に提出してするものとする。

4 第二項の申出があつたときは、その申出を受理した時に、農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。
(共済関係の停止)

第二十四条 農作物共済加入者は、その営む水稲、陸稲又は麦ごとの耕作の業務の規模が第二十条第一項各号に掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物について、当該基準に達しない年ごとに、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

2 前項の申出は、当該農作物について共済責任期間が開始する二週間前までに申出書をこの町に提出してするものとする。

3 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、この町と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(共済責任期間)

第二十五条 農作物共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

一 水稲については、本田移植期(直播をする場合にあつては、発芽期)から収穫をするに至るまでの期間

二 陸稲及び麦については、発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から収穫をするに至るまでの期間

(共済細目書の提出)

第二十六条 農作物共済加入者は、毎年次の各号に掲げる期日までに、この町に、共済細目書を提出しなければならない。

一 水稲 乙 月三十一日

二 陸稲 月 日

三 麦 乙 月三十一日

2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 農作物共済加入者の氏名及び住所（法人たる農作物共済加入者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

二 共済目的の種類

三 耕地の所在地及びその耕作面積

四 その他共済目的を明らかにすべき事項

3 第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、農作物共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

（加入者負担、共済掛金の額及びその徴収の方法）

第二十七条 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済目的の種類ごとに、当該農作物共済加入者に係る共済金額を合計して得た金額（以下この条において「合計共済金額」という。）に当該共済目的の種類に係る第三十条の共済掛金率を乗じて得た金額から、合計共済金額にこの町の当該共済目的の種類に係る^{第三十条の共済掛金率}当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る地域基準共済掛金率（法第七十九条第三項の地域基準共済掛金率をいう。以下同じ。）^{及び}及びこの町の当該共済目的の種類に係る農作物共済掛金国庫負担割合（法第十二条第一項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

2 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作

物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額から更に当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第五条第四項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第二十八条 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの町に納付しなければならぬ。

一 水稲 七月三十一日

二 陸稲 月 日

三 麦 一月三十一日

(共済金額)

第二十九条 農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単位当たりの共済金額に、当該耕地の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済金額は、別表第一の上欄に掲げる共済目的の種類につき当該中欄に掲げる地域ごとに当該下欄に掲げる金額とする。

5 農作物共済加入者が、次の各号に掲げる共済目的の種類ごとに、当該各号に掲げる金額のうちの一の金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該農作物共済加入者に係る第一項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

一 水稲 円 円

二 陸稲 円 円

主 麦 中 中

4 前項の申出は、毎年、次の各号に掲げる期日までに、申出書をこの町に提出してするものとする。

一 水稲 月 申

二 陸稲 月 申

三 麦 月 申

(共済掛金率)

第三十条 農作物共済の共済掛金率は、別表第一の上欄に掲げる共済目的の種類につき当該中欄に掲げる地域ごとに当該下欄に掲げる率とする。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第三十一条 町長は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを町役場に備えて置かなければならない。

2 町長は、農作物共済の共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第二十五条の共済責任期間が開始する十日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 農作物共済加入者は、いつでも、第一項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第三十二条 農作物共済に係る共済金は、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量がその基準収穫量の百分の三十をこえた場合に、第二十九条第一項の単位当たり共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の共済事故による共済目的の減収量は、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、その耕地の基準収穫量から法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその耕地

の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第二十五条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を法第百九条第一項の主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。

3 前二項の基準収穫量は、法第百九条、第四項の主務大臣が定める準則に従い、この町が定める。
(共済金額の削減)

第三十三条 この町は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなほ不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- 一 当該共済目的の種類に係る、第九十三条第一項の法定積立金の金額
- 二 当該共済目的の種類に係る第九十五条第一項の無事もどし積立金の金額
- 三 当該共済目的の種類に係る第九十七条第一項の特別積立金の金額
(共済金の支払の免責)

第三十四条 次の場合は、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- 一 農作物共済加入者が第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。
- 二 農作物共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。
- 三 農作物共済加入者が第十六条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 四 農作物共済加入者が第二十六条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて共済細目書に不実の記載をしたとき。
- 五 農作物共済加入者が第二十六条第三項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 六 農作物共済加入者が正当な理由がないのに第二十八条の規定による納付を遅滞したとき。

2 この町は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

（共済金支払額、減収量等の公表）

第三十五条 この町は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量

（第三十二条第一項の減収量が同項の基準収獲量の百分の三十をこえた場合におけるそのこえる部分の当該減収量をいう。）共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

（無事もどし）

第三十六条 この町は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度、農作物共済加入者が当該会計年度の前三会計年度にわたり自己の責めに帰すべき事由がないのに共済金若しくはこの条の規定による無事もどし金（法第百二条の規定による払いもどし金をいう。以下同じ。）の支払を受けないか、又は当該会計年度の前三会計年度間に当該農作物共済加入者が支払を受けた共済金及び無事もどし金の合計金額が当該期間中の当該共済目的の種類に係る加入者負担共済掛金の金額の三分の一に相当する金額に満たない場合には、議会の議決を経て、当該三分の一に相当する金額（当該期間中に共済金又は無事もどし金の支払を受けたときは、当該三分の一に相当する金額から当該共済金又は無事もどし金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該農作物共済加入者に対して無事もどし（同条の規定による払いもどしをいう。以下同じ。）をするものとする。

2 この町が前項の規定により無事もどしをする金額は、当該共済目的の種類に係る第九十五条第一項の無事もどし積立金の金額に当該共済目的の種類につき鳥取県農業共済組合連合会から法第百三十二条において準用する法第百二条の規定による払いもどしを受けた金額を加えた金額をこえないものとする。

第三節 蚕繭共済

（共済関係の当然成立）

第三十七条 第二条に規定する区域内に住所を有する養蚕の業務を営む者で、この町との間に蚕繭共済の共済関係の存しないものが、その営む次の各号に掲げる蚕繭ごとの当該業務の規模のいづれかが当該各号に掲げる基準に達するに至つたときは、その時に、この町との間に蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。

一 春蚕繭 ○、五箱

二 夏秋蚕繭 ○、五箱

(共済関係の任意成立)

第三十八条 第二条に規定する区域内に住所を有する春蚕繭又は夏秋蚕繭の養蚕の業務を営む者(一年間の蚕種の掃立量が○、五箱未満である者を除く。)でこの町との間に蚕繭共済の共済関係の存しないものは、この町に対し、蚕繭共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次の事項を記載した申出書をこの町に提出してするものとする。

一 申出者の氏名及び住所(法人たる申出者にあつては、その名称、その代表者の氏名及び事務所の所在地)

二 共済目的の種類

三 掃立て見込量

3 第一項の申出があつたときは、その申出を受理した日から起算して二十日を経過した時に、当該申出をした者とこの町との間に蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。ただし、この町が、その申出を受理した日から起算して二十日以内に正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

(共済関係が存しない場合)

第三十九条 第三十七条又は前条第三項の場合において、これらの規定によりこの町との間に蚕繭共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする養蚕に係る春蚕繭又は夏秋蚕繭がその共済関係の成立の際、現に共済責任期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る当該蚕繭については、その者とこの町との間に蚕繭共済の共済関係は、存しない

いものとする。

2 この町との間に蚕繭共済の共済関係の存する者（以下「蚕繭共済加入者」という。）の業務とする養蚕に係る春蚕繭又は夏秋蚕繭で特定の子産に係るものにつき、次に掲げる事由がある場合において、この町が当該事由が存する旨の鳥取県知事の認定を受けて指定したときは、当該指定に係る蚕繭については、当該共済関係は、存しないものとする。

一 当該蚕繭が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見込まれること。

二 当該蚕繭に係る単位当たり基準収繭量（第四十九条第四項の規定により定められる単位当たり基準収繭量をいう。）の適正な決定が困難であること。

（共済関係の消滅）

第四十条 蚕繭共済加入者が第二条に規定する区域内に住所を有する春蚕繭及び夏秋蚕繭の養蚕の業務を営む者（一年間の蚕種の掃立量が〇、五箱未満である者を除く。）でなくなつたときは、その時に、蚕繭共済の共済関係は、消滅するものとする。

2 蚕繭共済加入者でその営む春蚕繭又は夏秋蚕繭ごとの養蚕の業務の規模がいずれも第三十七条第一項各号に掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。

3 前項の申出は、申出書をこの町に提出してするものとする。

4 第二項の申出があつたときは、その申出を受理した時に、蚕繭共済の共済関係は、消滅するものとする。

（共済関係の停止）

第四十一条 蚕繭共済加入者は、その営む春蚕繭又は夏秋蚕繭ごとの養蚕の業務の規模が第三十七条第一項各号に掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る蚕繭について、当該基準に達しない年ごとに、蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

2 前項の申出は、当該蚕繭について共済責任期間が開始する二週間前までに申出書をこの町に提出してするものとする。

3 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る年産の当該蚕繭については、この町と当該申出をした者との間に蚕繭共済の共済関係は、存しないものとする。

(共済責任期間)

第四十二条 蚕繭共済の共済責任期間は、春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収穫をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収穫をするに至るまでの期間とする。

(共済細目書の提出)

第四十三条 蚕繭共済加入者は、毎年次の各号に掲げる期日までに、この町に、共済細目書を提出しなければならない。

一 春蚕繭 四月三十日

二 夏秋蚕繭

夏秋蚕期 六月三十日

晚秋蚕期 七月三十一日

2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 蚕繭共済加入者の氏名及び住所（法人たる蚕繭共済加入者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

二 共済目的の種類

三 法第六十六条第三項の飼育期別の蚕種の数量

四 飼育期別の蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の所在地及びその面積（当該蚕繭共済加入者が桑葉の譲受けに關する契約を締結している場合にあつては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量等その契約の内容を明らかにする事項を含む。）

五 蚕児の飼育場所

六 その他共済目的を明らかにすべき事項

三 第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、蚕繭共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第四十四条 蚕繭共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済目的の種類ごとに、当該蚕繭共済加入者に係る共済金額に当該共済目的の種類に係る第四十八条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該共済目的の種類に係る当該蚕繭共済加入者の住所の存する地域（法第百八条第一項の地域をいう。）の属する危険階級の蚕繭基準共済掛金率（法第百八条第一項の蚕繭基準共済掛金率をいう。以下同じ）及び鳥取県に係る蚕繭共済掛金国庫負担割合（法第十二条第三項の蚕繭共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該乗じて得た金額及び当該蚕繭共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

2 第五条第四項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第四十五条 蚕繭共済加入者は、蚕繭共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの町に納付しなければならない。

一 春 蚕繭 六月三十日

二 夏秋蚕繭

夏秋蚕期 八月三十一日

晚秋蚕期 九月三十日

(共済金額)

第四十六条 蚕繭共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び蚕繭共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、蚕繭共済加入者が桑葉の生産事情等を勘案して定めるその掃立てに係る蚕種の数に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済金額は、別表第二の上欄に掲げる共済目的の種類につき当該中欄に掲げる地域ごとに当該下欄に掲げる金額とする。

(共済掛金率)

第四十七条 蚕繭共済の共済掛金率は、別表第二の上欄に掲げる共済目的の種類につき当該中欄に掲げる地域ごとに当該下欄に掲げる率とする。

(蚕繭共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第四十八条 町長は、蚕繭共済の共済掛金率、共済掛金率のうち蚕繭共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した蚕繭共済掛金率等一覧表を作成し、これを町役場に備えて置かなければならない。

2 町長は、蚕繭共済の共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的に係る第四十二条の共済責任期間が開始する十日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 蚕繭共済加入者は、いつでも、第一項の蚕繭共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。
(共済金の支払額)

第四十九条 蚕繭共済に係る共済金は、共済目的の種類ごと及び蚕繭共済加入者ごとに共済事故による共済目的の減収量その基準収量に対する割合が次の表の上欄に掲げる割合に該当する場合に、第四十六条第一項の共済金額にそれぞれ当該下欄に掲げる率(共済事故による蚕種の掃立て不能に係るものにあつては、千分の五百)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

割合	率
三割以上四割未満	千分の百

四割以上五割未満	千分の二百五十
五割以上六割未満	千分の四百
六割以上七割未満	千分の五百五十
七割以上八割未満	千分の七百
八割以上九割未満	千分の八百五十
九割以上十割	千分の千

2 前項の共済事故による共済目的の減収量は、共済目的の種類ごと及び蚕繭共済加入者ごとに、当該蚕繭共済加入者に係る基準収繭量から法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該蚕繭共済加入者の収繭量（共済事故により桑葉が減収し、買桑によつて飼育をした場合には、その買桑分に相当する収繭量を除く。）を差し引いて得た数量をいうものとする。

3 前二項の基準収繭量は、蚕繭共済加入者に係る単位当たり基準収繭量に、当該蚕繭共済加入者についての第四十六条第一項の掃立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た数量とする。

4 前項の単位当たり基準収繭量は、法第九十九条第四項の主務大臣が定める準則に従いこの町が定める。

（共済金額の削減）

第五十条 この町は、蚕繭共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、蚕繭法定積立金内訳額（第九十条第二号の勘定に係る第九十三条第三項の法定積立金の金額のうち当該共済目的の種類に係る不足金の支払に充てるべき額として前会計年度までの共済目的の種類ごとの収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て定めた金額をいう。以下同じ。）をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

（共済金の支払の免責）

第五十一条 次の場合には、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

一 蚕繭共済加入者が第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 蚕繭共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。

三 蚕繭共済加入者が第十六条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

四 蚕繭共済加入者が第四十三条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて共済細目書に不実の記載をしたとき。

五 蚕繭共済加入者が第四十三条第三項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

六 蚕繭共済加入者が正当な理由がないのに第四十五条の規定による納付を遅滞したとき。

(共済金支払額、減収量等の公表)

第五十二条 この町は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、蚕繭共済加入者ごとに、共済金の支払額、被害の割合(第四十九条第二項に規定する減収量の同条第三項に規定する基準収繭量に対する割合をいう。)共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

(無事もどし)

第五十三条 この町は、蚕繭共済について、毎会計年度、蚕繭共済加入者が、当該会計年度の前三会計年度にわたり自己の責めに帰すべき事由がないのに共済金の支払を受けないか、又は当該会計年度の前三会計年度間に当該蚕繭共済加入者が支払を受けた共済金の金額が当該期間中の加入者負担共済掛金の金額の六分の一に相当する金額に満たない場合(当該会計年度の前二会計年度間に無事もどしを受けた場合を除く。)には、議会の議決を経て、当該六分の一に相当する金額(当該期間中に共済金の支払を受けたときは、当該六分の一に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該蚕繭共済加入者に対して無事もどしをするものとする。

2 この町が前項の規定により無事もどしをする金額は、第九十五条第二号の勘定に係る第九十五条第二項の無事もどし積立金の金額に鳥取県農業共済組合連合会から法第百三十二条において準用する法第百二条の規定による払いもどしを受けた金額を加えた金額をこえないものとする。

第四節 家畜共済

(死廃病傷共済への義務加入)

第五十四条 農作物共済加入者又は蚕繭共済加入者で、出生後第五月の月の末日を経過した牛（十二歳以下のものに限る。）又は明け二歳以上の馬（明け十六歳以下のものに限る。）を所有し、又は管理するものは、当該家畜をこの町の死廃病傷共済に付さなければならぬ。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

一 取引のため一年以内飼養する目的で、所有し、又は管理する場合

二 この町が死廃病傷共済の申込みにつき、第五十八条第一号の理由によりその承諾を拒んだ場合

(家畜共済資格者)

第五十五条 この町との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、牛、馬、山羊、めん羊又は種豚を所有し、又は管理する者で第二条に規定する区域内に住所を有するもの（以下「家畜共済資格者」という。）とする。

2 この町との間に家畜共済の共済関係の存する者（以下「家畜共済加入者」という。）が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

(家畜共済の申込み)

第五十六条 家畜共済資格者が家畜共済の申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの町に提出しなければならない。

- 一 申込者の氏名及び住所（法人たる家畜共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- 二 共済の種類、共済目的の種類、用途、飼養の場所、当該家畜の価額、共済金額及び共済掛金期間

三 その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この町は、家畜共済の申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断（妊娠の確認を含む。）を行ない、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第一項の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならぬ。

（申込みの承諾を拒む場合）

第五十七条 この町は、家畜共済資格者から牛又は馬についての死産病傷共済の申込みを受けた場合において、その申込みと同時に、出生後第五月の月の末日を経過した牛（十二歳以下のものに限る。）又は明け二歳以上の馬（明け十六歳以下のものに限る。）で、その申込みをした者の所有し、又は管理するもの（既に死産病傷共済に付されているものを除く。）のすべてについて、死産病傷共済の申込みがなかつたときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

第五十八条 この町は、家畜共済資格者から家畜共済の申込みを受けた場合において、その申込みにつき次の各号に掲げる事由があつたときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

一 その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、き型、不具又は悪癖の著しいものである場合

二 その申込みを承諾するときは、その申込みに係る家畜を重ねてこの町又は他の共済事業を行なう市町村若しくは農業共済組合の当該共済と同種の家畜共済に付することとなる場合

三 その申込みに係る家畜が、通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、又は供用され、若しくは供用されるおそれがあるものであつて、その申込を承諾するときは、当該家畜と同種の家畜をこの町の家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあり、又は家畜共済の適正な運営を確保することができなくなるおそれがある場合

四 その申込みが死産病傷共済に付していない母畜の胎児についての生産共済の申込みである場合（その申込みと同時に

この町又は他の共済事業を行なう市町村若しくは農業共済組合に当該母畜について死廃病傷共済の申込みがある場合を除く。）

五 その申込みが死廃病傷共済に付している家畜の胎児についての生産共済の申込みである場合において、その家畜が著しい疾病にかかり、又は著しい傷害を受けている場合

(死廃病傷共済に付することができない場合)

第五十九条 疾病にかかり、又は傷害を受けている家畜は、あらたに死廃病傷共済に付することができない。

2 次の各号の一に該当する家畜は、あらたに死廃病傷共済に付することができない。

一 十二歳をこえる牛及び明け十七歳以上の馬

二 七歳をこえる山羊及びめん羊並びに六歳をこえる種豚

3 家畜が前項各号に該当するに至る前二年内にあらたに開始した死廃病傷共済関係は、その該当するに至った時の属する共済掛金期間満了の時に消滅する。

(共済責任の開始)

第六十条 家畜共済に係る共済責任は、この町が家畜共済資格者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から始まる。ただし、共済責任開始の日を統一するため一定の日時にこの町が行なう第五十六条第二項の健康診断を受けたときは、当該申込みの承諾を決定した日の翌日から始まる。

(受診証の交付)

第六十一条 この町は、家畜共済加入者に対し、死廃病傷共済に付されている家畜に係る受診証を交付するものとする。

2 家畜共済加入者は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、前項の受診証を提示しなければならない。

(共済掛金期間)

第六十二条 死廃病傷共済の共済掛金期間は、一年とする。

2 この町の死傷病傷共済に付される家畜に係る共済掛金期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、死傷病傷共済の共済掛金期間を一年未満とすることができる。
(期間承継)

第六十三条 この町が、家畜共済資格者であつてその所有し、又は管理する家畜を家畜共済に付していたものから当該家畜に係る家畜共済の共済関係が消滅した後三箇月以内に当該家畜と同種類の家畜を従前と同種の家畜共済に付する旨の申込みを受け、これを承諾したときは、当該申込みに係る家畜共済の初回の共済掛金期間は、当該申込みの承諾を決定した日の翌日から従前の家畜共済掛金期間満了の日までとし、当該共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金は、納付されたものとみなす。

2 前項の規定による申込みは、従前の家畜共済の共済掛金期間満了の日までの間、二回をこえてすることができない。ただし、当該申込みをこの町が承諾しなかつたときは、当該申込みは、この回数に算入しない。

3 第一項の規定による申込みに対する承諾は、その申込みが次の各号の要件のすべてに適合する場合に限りするものとする。

一 その申込みが従前の家畜共済の共済掛金期間の残存期間内に行なわれたものであること。

二 従前の家畜共済について死亡又は廢用の共済事故により損失がてん補されていないこと。

三 その申込みに係る家畜共済の共済金額が従前の家畜共済の共済金額をこえないものであること。

4 この町は、第一項の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行ない、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

5 第一項の場合において、この町が当該家畜について負う共済責任は、第六十条の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を決定した日の翌日から始まる。

6 第一項の場合において、加入者負担共済掛金を増額すべきときは、申込者は、同項の規定にかかわらず、その申込みの

承諾の通知が到達した日の翌日から起算して二週間以内に、当該共済責任の開始した日から月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額を納付しなければならない。

7 第五条第四項の規定は、前項の納付について準用する。

(加入者負担共済掛金の金額)

第六十四条 家畜共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、次のとおりとする。

一 牛及び馬の死傷病傷共済に係るものにあつては、共済金額に死傷病傷共済の共済掛金率を乗じて得た金額から、共済金額に死傷病傷共済の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額(当該金額が法第十三条の二の主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては当該主務大臣の定める金額)を差し引いて得た金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該差し引いて得た金額から更に当該家畜共済加入者の当該家畜に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額)

二 山羊、めん羊及び種豚の死傷病傷共済に係るものにあつては、共済金額に死傷病傷共済の共済掛金率を乗じて得た金額

三 生産共済に係るものにあつては、共済金額に生産共済の共済掛金率を乗じて得た金額

2 死傷病傷共済に付されている家畜で、その共済金額が牛及び馬にあつては十万円、山羊にあつては七千円、めん羊及び種豚にあつては一万二千円をこえるものに係る加入者負担共済掛金の金額は、前項第一号又は第二号の規定にかかわらず、牛又は馬にあつては第一号(同号中 B_1P)に相当する金額が法第十三条の二の主務大臣の定める金額をこえるときは、第二号(山羊、めん羊又は種豚にあつては第三号に掲げる算式により計算される金額とする。

$$1 \quad F = \frac{B_1P}{2} + A_0$$

F は、当該加入者負担共済掛金の金額(第二号及び第三号において同じ。)

P は、死傷病傷共済の共済掛金率のうちの死亡及び廃用による損害に対応する部分の率(第二号及び第三号において同

じ。)

Qは、死傷病傷共済の共済掛金率からPを差し引いたもの(第二号及び第三号において同じ。)

Aは、十万円(第二号において同じ。)

Bは、当該家畜の共済金額(第二号及び第三号において同じ。)

二 $F = EP - CAQ$

Cは、法第十三条の二の主務大臣の定める金額

三 $F = BP + AQ$

Aは、山羊にあつては七千円、めん羊及び種豚にあつては一万二千円

3 第六十二条第二項に規定する場合の加入者負担共済掛金の額は、第一項又は前項の規定により計算される金額により月割によつて計算する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第六十五条 家畜共済の申込みをした者は、第五十六条第二項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して一週間以内(第六十条ただし書に規定する場合にあつては、二週間以内)に、家畜共済に係る加入者負担共済掛金として前条の規定により計算される金額をこの町に納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、この町は、あらためて家畜共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 家畜共済加入者は、共済掛金期間満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの町に納付しなければならない。

4 前項の場合において、共済掛金期間満了の日の翌日から起算して二週間をもつて猶予期間とする。

5 この町が第十一条第二項又は同条第五項において準用する同条第二項の承諾をした場合において、譲受人の住所に係る

共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率をこえるときは、譲受人は、当該承諾の通知が到達した日の翌日から起算して二週間以内に、当該承諾を決定した日の翌日から月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額をこの町に納付しなければならない。

6 第七十条第四号の場合において、加入者負担共済掛金を増額すべきときは、家畜共済加入者は、用途を変更した日の翌日から起算して二週間以内に、当該変更した日の翌日から月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額をこの町に納付しなければならない。

7 この町が共済目的である育成乳牛（第三条第四項に規定する乳用種の雌牛以外の乳用種の雌牛をいう。以下同じ。）が妊娠したことを確認した場合において、加入者負担共済掛金を増額すべきときは、家畜共済加入者は、その確認をした日の翌日から起算して二週間以内に、その確認をした日の翌日から月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額をこの町に納付しなければならない。

8 前項の場合において、妊娠第五月の月の末日を経過した後その妊娠したことをこの町が確認したときは、家畜共済加入者は、前項の規定にかかわらず、その確認をした日の翌日から起算して二週間以内に、妊娠第六月の属する月の初日から月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額をこの町に納付しなければならない。

9 第五条第四項の規定は、第一項、第三項及び第五項から第八項までの納付について準用する。

（共済金額）

第六十六条 家畜共済の共済金額は、次のとおりとする。

一 死傷病傷共済に係るものにあつては、別表第三に掲げる金額（その金額のうちの最低の金額は、法第一百四十二条第二項の規定により主務大臣が定めた共済掛金の額の基準に対応する金額とする。）のうちから当該家畜が家畜共済に付される当時の価額（以下「共済価額」という。）の百分の八十に相当する金額を最高の額として家畜共済の申込者が選択した金額

二 生産共済に係るものにあつては、胎児については別表第三に掲げる金額のうちから母畜の価額の百分の十六に相当する金額の範囲内において家畜共済の申込者が選択した金額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた金額

(共済価額及び共済金額の変更)

第六十七条 この町は、家畜共済加入者の請求があるとき、又はこの町において必要があると認めるときは、いつでも共済目的である家畜の評価をし、その価額に著しい変動があつたときは、家畜共済加入者に通知して次の共済掛金期間から共済価額を変更するものとする。

2 前項の規定により共済価額を減額した場合において、これにより共済金額が共済価額の百分の八十をこえるに至つたときは、この町は、共済金額を共済価額の百分の八十に減額するものとする。

3 家畜共済加入者は、いつでも、次の共済掛金期間から共済金額を変更することができる。
(共済掛金率)

第六十八条 家畜共済の共済掛金率は、別表第四に掲げる率とする。

(家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第六十九条 町長は、家畜共済の共済掛金率、共済掛金率のうち家畜共済加入者が負担する部分の率、共済金額等を記載した共済掛金率等一覧表を作成し、これを町役場に備えて置かなければならない。

2 町長は、前項に掲げる事項が改訂されたときは、当該事項を公示しなければならぬ。

3 家畜共済加入者は、いつでも、第一項の共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。
(通知義務)

第七十条 次の場合には、家畜共済加入者は、あらかじめその旨をこの町に通知し、損害防止のため必要な指示を受けるものとする。

- 一 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。
- 二 共済目的である家畜を放牧するとき。
- 三 共済目的である家畜を共進会、博覧会等に出品するとき。
- 四 共済目的である家畜の用途を変更するとき。

第七十一条 次の場合には、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知し、損害防止のため必要な指示を受けるものとする。

- 一 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。
- 二 共済目的である家畜の管理人を定め、又は管理人若しくは飼養の場所を変更したとき。
- 三 共済目的である家畜を他人に譲渡したとき。
- 四 共済目的である家畜が行方不明になつたとき。
- 五 共済目的である育成乳牛が妊娠したことを知つたとき。

第七十二条 家畜共済に係る第十六条第二項の通知は、獣医師の治療経過書、診断書又は検案書（第三条第二項第四号の場合）においては、他の市町村の長又は警察官の証明書）を添付しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、この町は、死体の剖検をし、又は廃用に係る家畜のとさつ若しくは法令の規定によるとさつ処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。

（廃用に係る家畜のとさつ）

第七十三条 家畜共済加入者は、廃用に係る家畜をとさつしようとするときは、あらかじめこの町の承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（共済金の支払額）

第七十四条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。

一 死廃病傷共済に係るものうち死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額から、肉皮等残存物の価額若しくは当該廃用に係る家畜の評価額（その価額又は評価額が当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額の二分の一をこえるときは、その価額又は評価額の二分の一）又は当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定により受けるべき手当金を除く）の金額を差し引いて得た金額（以下「控除残額」という。）に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（同法の規定により受けるべき手当金がある場合において、当該乗じて得た金額にその手当金を加えた金額が控除残額をこえるときは当該乗じて得た金額からそのこえる部分の金額を差し引いて得た金額）

二 死廃病傷共済に係るものうち疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて家畜共済加入者が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条の農林大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数（その総点数が同条の農林大臣が定める点数をこえるときは、その点数）を同条の農林大臣が定める一点の価額に乘じて得た金額（その金額が家畜共済加入者が負担した費用の額をこえるときは、その費用の額）

三 生産共済に係るものうち胎児にあつては共済金額の金額、出生した牛及び馬にあつては当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額に相当する金額を共済価額とみなして、第一号の規定の例により計算される金額（この金額が、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額の百分の八十をこえるときは、当該価額の百分の八十）

第七十五条 家畜共済加入者が死亡又は廃用に係る家畜につき肉皮等の利用を怠つたときは、この町は、損害の額から通常利用し得べき肉皮等の価額を控除して損害のてん補をするものとする。

2 家畜共済加入者が法令に違反したことによつて、前条第一号に規定する補償金等の全部又は一部を受けることができない場合においても、この町は、損害の額からその受けることができない金額を控除して損害のてん補をするものとする。

3 家畜共済加入者が第六十三条第六項の規定による差額の納付を怠つたときは、この町は、期間承継前の家畜の共済掛金

率の期間承継後の家畜の共済掛金率に対する割合によつて損害のてん補をするものとする。

4 前項の規定は、家畜共済加入者が第六十五条第五項から第八項までの規定による差額の納付を怠つた場合に準用する。ただし、家畜共済加入者が同条第七項又は第八項の規定による差額の納付を怠つた場合において、当該差額の納付に係る家畜が当該共済掛金期間中第三条第二項第五号の規定に該当して廃用となつたときは、この町は、それにより生じた損害のてん補をしないものとする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第七十六条 死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この町又は鳥取県農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この町は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払つたものとみなす。

(共済金の支払を請求できない場合)

第七十七条 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から二週間以内に共済事故が生じたときは、家畜共済加入者は、共済金の支払を請求することができない。ただし、当該家畜共済加入者がその共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことを証明した場合は、この限りでない。

(共済金の支払の免責)

第七十八条 次の場合には、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- 一 家畜共済加入者が悪意又は重大な過失によつて第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。
- 二 家畜共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。
- 三 家畜共済加入者が第十六条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 四 家畜共済加入者が、第七十三条の規定に違反して廃用に係る家畜をとさつしたとき。
- 五 家畜共済加入者が、第七十条若しくは第七十一条の規定による通知を怠り、又はこの町指示に従わなかつたとき。

六 家畜共済加入者又は家畜共済加入者と同じ世帯に属する親族が故意又は酷使虐待その他重大な過失によつて損害を生ぜしめたとき。

七 家畜共済加入者が競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）による競馬の競走に出走させたことによつて損害を生ぜしめたとき。

（共済金の支払時期）

第七十九条 共済金は、特別の事由のある場合を除いて、鳥取県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から五日以内に支払うものとする。

（第三者に対する権利の取得）

第八十条 損害が第三者の行為によつて生じた場合において、この町が家畜共済加入者に対して共済金を支払つたときは、この町は、その支払つた金額の限度において家畜共済加入者が第三者に対して有する権利を取得する。

2 この町は、家畜共済加入者の権利を害しない範囲内において、前項の権利を行使するものとする。

（共済関係の無効）

第八十一条 家畜共済加入者が家畜共済の申込みの当時、当該申込みに係る家畜が疾病にかかり、若しくは傷害を受けていること又はその原因が生じていることを知つていたときは、当該家畜共済関係は、無効とする。

2 第五十九条第二項の規定に違反する死傷病傷共済は、無効とする。

3 共済金額が、死傷病傷共済にあつては共済価額の百分の八十に相当する金額を、生産共済にあつては胎児及び生後満一箇月までの牛及び馬については当該家畜が生産共済に付された当時の母畜の価額の百分の十六に相当する金額を、生後満一箇月をこえる牛及び馬については当該母畜の価額の百分の十六に一箇月を加えることに当該母畜の価額の百分の十五を加えた額に相当する金額をそれぞれこえるときは、そのこえる部分の金額については、当該家畜に係る家畜共済の共済関係は無効とする。

(共済関係の解除)

第八十二条 家畜共済の申込みの承諾の当時、家畜共済加入者が悪意若しくは重大な過失によつて重要な事実を告げず、又は重要な事項につき不実のことを告げたときは、この町が、その事実を知り、又は過失によつて知らなかつたときを除き、この町は、当該家畜共済の共済関係を将来に向つて解除することができる。ただし、家畜共済の申込みの承諾の時から六箇月又はこの町が解除の原因を知つた時から一箇月を経過したときはこの限りでない。

2 次の各号に掲げる事項は、これを前項の重要な事実又は重要な事項とみなす。

一 第五十八条各号に掲げる場合に該当すること。

二 家畜共済の申込みに係る家畜が以前に著しい疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたことがあること。

3 この町は、共済事故が生じた後において第一項の規定により家畜共済の共済関係を解除した場合であつても、その損害については、これをしてん補する責めに任じない。もし、既に共済金を支払つていたときは、この町はその返還を請求することができる。ただし、当該共済事故がその告げなかつた事実又は告げた不実のことに基づかないことを家畜共済加入者が証明したときは、この限りでない。

(共済関係の失効)

第八十三条 次の場合には、家畜共済の共済関係は、その効力を失う。

一 共済目的である家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があつたとき。(第十一条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が、共済関係に關し譲渡へ又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継したときを除く。)

二 第六十条ただし書に規定する場合であつて、第六十五条第一項の規定に違反したとき。

三 生産共済において乳用種の雄牛が生れたとき。(種雄牛にする目的で育成する場合を除く。)

2 第六十五条第四項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

- 第八十四条 削 除
- 第八十五条 削 除
- 第八十六条 削 除
- 第八十七条 削 除
- 第八十八条 削 除

第三章 財 務

(地方公営企業法の適用)

第八十九条 ~~地方公営企業法~~^{地方公営企業法}(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十条第四項の規定に基き、この町の行なり共済事業に南法の規定のちも財務規定等の十部(同条第三項に規定する財務規定等の十部をいう。)を、昭和 年 月 日から適用する。

(勘定区分)

第九十条 この町の共済事業に係る特別会計は、次の勘定に区分して経理する。

- 一 農作物共済に関する勘定
- 二 蚕繭共済に関する勘定
- 三 家畜共済に関する勘定
- 四 業務の執行に要する経費に関する勘定

(支払備金の積立て)

第九十一条 この町は、毎会計年度の終りにおいて、支払備金として、次の金額の中から鳥取県農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

一 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

二 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額
(責任準備金の積立て)

第九十二条 この町は、毎会計年度の終りにおいて、共済責任期間が翌会計年度にわたる共済について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てるものとする。

一 農作物共済又は蚕繭共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から鳥取県農業共済組合連合会への支払保険料の額及び共済金の概算払の額(鳥取県農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額を差し引く)を差し引いて得た金額

二 家畜共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から鳥取県農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いて得た金額中まだ経過しない共済掛金期間に対する金額

2 前項第二号のまだ経過しない共済掛金期間に対する金額は、当該共済掛金期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして月割によつて計算する。

(法定積立金の積立て)

第九十三条 この町は、第九十条第一号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するとき、毎会計年度の剰余金中当該各号に掲げる金額を当該勘定に係る法第百一条の準備金(以下「法定積立金」という。)として積み立てるものとする。

一 当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る法定積立金の金額が附録第一の算式により算出される金額(以下「第一次限度額」という。)
未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額(第九十条第一号の勘定に係る当該会計年度の剰余金の金額を、共済

目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の三分の二に相当する金額（その金額が第一次限度額から当該法定積立金の金額を差し引いて得た金額をこえる場合には、附録第二の算式により算出される金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該法定積立金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額）

二 当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る法定積立金の金額が第一次限度額以上第一次限度額の二倍に相当する金額未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の三分の一に相当する金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該法定積立金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか小さい金額

2 この町は、第九十条第二号又は第三号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金中その金額の二分の一に相当する金額を当該勘定に係る法定積立金として積み立てるものとする。

（法定積立金の共済金支払への充当）

第九十四条 この町は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る法定積立金をその支払に充てるものとする。

2 この町は、蚕繭共済及び家畜共済について、共済目的の種類別の蚕繭共済又は家畜共済の区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、蚕繭共済にあつては当該共済目的の種類に係る蚕繭法定積立金内訳額、家畜共済にあつては法定積立金の金額をその支払に充てるものとする。

（無事もどし積立金の積立て）

第九十五条 この町は、第九十条第一号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、毎会計年度の共済掛金の合計金額のうち農作物共済加入者の負担に係る部分の金額からその金額に通常責任保険歩合（法第二百二十三条第一項第一号の通常責任保険歩合をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の三倍に相当する金額に達するまで、毎会計

年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から当該共済目的の種類に係る法定積立金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る無事もどしのための準備金（以下「無事もどし積立金」という。）として積み立てるものとする。

2 この町は、第九十条第二号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金中その金額から法定積立金として積み立てる金額を差し引いて得た金額の二分の一に相当する金額を当該勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。

（無事もどし積立金の共済金支払への充当）

第九十六条 この町は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の種類に係る法定積立金の金額及び次条第一項の特別積立金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る無事もどし積立金を共済金の支払に充てるものとする。

2 この町は、蚕繭共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の種類に係る蚕繭法定積立金内訳額をその支払に充て、なお不足を生ずるときは、無事もどし積立金を共済金の支払に充てることができるものとする。

（特別積立金の積立て及び取りくずし）

第九十七条 この町は、第九十条第一号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から法定積立金及び無事もどし積立金として積み立てる金額を差し引いてなお残額があるときは、当該残額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

2 この町は、第九十条第二号又は第三号の勘定について毎会計年度の剰余金から法定積立金及び無事もどし積立金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定にかかる特別積立金として積み立てるものとする。

3 この町は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の

種類に係る法定積立金をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

4 この町は、蚕繭共済及び家畜共済について、共済目的の種類ごとの蚕繭共済及び家畜共済の区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、蚕繭共済にあつては当該共済目的の種類に係る蚕繭法定積立金内訳額、家畜共済にあつては法定積立金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、特別積立金を共済金の支払に充てることができるものとする。

5 この町は、前二項に規定する場合のほか、鳥取県知事の承認を受けた場合には、特別積立金を法第九十五条後段に規定する費用、法第九十六条に規定する施設をするのに必要な費用その他この町が行なう共済事業に関し必要な費用の支払に充てることができるものとする。

(無事もどし積立金等の不足金てん補への充当)

第九十八条 この町は、第九十条第一号から第三号までの勘定ごとに、毎会計年度、法定積立金のほか、無事もどし積立金及び特別積立金を不足金にてん補に充てることができるものとする。この場合において、第九十条第一号の勘定については、法定積立金の金額及び特別積立金の金額をそのてん補に充て、なお不足金を生ずる場合に限り、無事もどし積立金の金額を当該不足金にてん補に充てることができるものとする。

第四章 特別きよ出金等

(特別きよ出金の徴収)

第九十九条 この町との間にあらたに共済関係が成立した者は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)第四十七条第二項に規定する特別きよ出金をこの町に納付しなければならない。この場合において、農業共済基金法施行規則(昭和二十七年農林省令第五十五号)第十五条において準用する同規則第十四条第一項の算式のPの(ロ)の算式中の m_1 及び(イ)の

算式中の m_2 は、それぞれ一とする。

2 前項の特別きよ出金は、七年以内に分割して納付するものとする。

3 第五条第四項及び第六条の規定は、第一項の特別きよ出金の徴収について準用する。

(きよ出金に相当する額の払いもどし)

第百条 この町は、この町との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときは、その者に対し、その者が $\frac{1}{3}$ の農業共済組合に納付したきよ出金又は当該農業共済組合若しくは、この町に納付した特別きよ出金に相当する金額を払いもどすものとする。

第五章 農業共済事業運営協議会

(設置)

第百一条 この町に、農業共済事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。この協議会は、

2 協議会は、町長の諮問に応じ、この条例による共済事業の運営に関する重要事項(共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項を除く。)について調査審議する。

(組織)

第百二条 協議会は、委員二十一人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者に置き、町長が議会の同意を得て委嘱する。

一 議会の議員

一人以内

二 この町との間に共済関係の存する者

一人以内

三 前条第十項に規定する事項に關し学識経験を有する者

一人以内

(委員の任期)

第百三条 協議会の委員の任期は、三年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(会長)

第百四条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第百五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

第六章 損害評価会

(設置)

第百六条 この町に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第百七条 損害評価会は、前条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て委嘱した委員十人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第百八条 損害評価会の委員の任期は、三年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(会長)

第百九条 損害評価会に会長を置く。

2 会長は、役員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(部会)

第百十条 損害評価会に農作物共済部会、蚕繭共済部会及び家畜共済部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもつて損害評価会の決議とすることができる。

6 前条第四項の規定は、部会長について準用する。

(会議)

第百十一条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に關し必要な事項は、会長が損害評価会にはかつて定める。

第一百二十二条 削 除

(規則への委任)

第一百十三条 この条例の施行上必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和三十九年二月一日から施行する。

1の2 三朝町農業共済条例(昭和三十九年三月三十一日以前に制定されたものは廃止する)

2 改正後の三朝町農業共済条例(以下「新条例」という。)第五条第四項(第二十七条第三項、第四十四條第二項、第六十三條第七項、第六十五條第九項及び第九十九條第三項において準用する場合を含む。)第六条、第三十三條、第三十六條、第五十條、第五十三條、第九十四條、第九十六條及び第九十七條第三項から第五項までの規定は、昭和三十九年四月一日から適用するものとし、昭和三十九年三月三十一日以前については、なお改正前の三朝町農業共済条例(以下「旧条例」という。)第十八條第二項(第四十五條第四項、第五十條第二項、第五十一條第六項、第五十五條第三項、第五十七條第四項、第六十六條第二項及び第六十七條第三項において準用する場合を含む。)第二十條から第二十二條まで及び第七十三條から第七十六條までの規定の例によるものとする。

3 新条例第二十七條から第三十二條まで、第三十四條、第四十四條から第四十九條まで及び第五十一條の規定は、水稲、陸稻及び蚕繭については昭和三十九年産のものから、麦については、昭和四十年産のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稲、陸稻及び蚕繭並びに昭和三十九年以前の年産の麦については、なお旧条例第四條、第五條、第十八條、第十九條及び第三十條の規定の例によるものとする。

- 4 新条例第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十八条の規定は、昭和三十九会計年度の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理から適用するものとし、昭和三十八会計年度以前の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理については、なお旧条例第七十条から第七十二条までの規定の例によるものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりこの町と農作物蚕繭共済加入者（旧条例第三条の農作物蚕繭共済加入者をいう。この項において同じ。）との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その農作物蚕繭共済加入者の営む新条例第二十条又は第三十七条の業務の区分により新条例の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又はそのいずれか一の共済関係として、この町とその農作物蚕繭共済加入者との間に引き続き存するものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に存する旧条例第二十九条（旧条例第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する権利の時効については、なお従前の例による。
- 7 旧条例第七十七条の規定は、昭和三十九年三月三十一日までは、なおその効力を有する。
- 8 この町は、昭和三十八会計年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧条例第七十二条（第四項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた法定積立金の金額を町長が議会の議決を経て共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を町長が議会の議決を経て共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額を新条例第九十一条第一号の勘定に係る法定積立金として、蚕繭共済及び家畜共済にあつてはそれぞれ当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同条第二号及び第三号の勘定に係る法定積立金として積み立てるものとする。
- 9 この町は、昭和三十八会計年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧条例第七十二条（第四項の規定により、その規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた無事もどし積立金の金額

を町長が議会の議決を経て農作物共済及び蚕繭共済ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該区分に係る金額を町長が議会の議決を経て共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額を新条例第九十条第一号の勘定に係る無事もどし積立金として、蚕繭共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該区分に係る金額を同条第二号の勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。

10 この町は、昭和三十八会計年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧条例第七十二条（第四項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた特別積立金の金額を町長が議会の議決を経て共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を町長が議会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額を新条例第九十条第一号の勘定に係る特別積立金として、蚕繭共済及び家畜共済にあつては、それぞれ当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同条第二号又は第三号の勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

脚註の條例中「陸稲」は削除す。

5 S (Q-P) (1-r)

S は、当該会計年度にその共済責任期間が開始する当該共済目的の種類（以下「対象農作物」という。）に係る総共済金額

Q は、対象農作物に係る農作物通常標準被害率

P₁ は、対象農作物に係る農作物通常共済掛金基準率

r は、対象農作物に係る通常責任保険歩合

附録第二

$$\frac{1}{2} (L_1 - F_1) + \frac{1}{3} S_2$$

L_1 は、当該会計年度の当該共済目的の種類に係る第一次限度額

F_1 は、当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る法定積立金の金額

S_2 は、当該会計年度の当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額

農作物共済の共済金額及び共済掛金率表

共済作物		共済区域区分		地		共済金額		共済掛金率	
6	5	4	2	5	3	3	2	1	
	(乙)	(甲)	(乙)		(丙)	(甲)	(乙)	(甲)	
銚田、森、湯谷、牧、赤松、權守、余戸	三朝、大瀬、坂本、片柴	多賀、下谷、坂戸、若宮、恩地、山内	福田、砂原、高橋、吉田	加谷、下畑、多賀、福田、下谷、銚田、森、本泉、牧、恩地、助谷、久原、山内、余戸、栗小庭、若本、坂作山	田代、柿谷、小河内、吉尾、今泉、湯谷、赤松、坂戸、三朝、大瀬、坂本、井手、栗原、井土	穴鴨、下西谷、上西谷、福山、三軒屋、鋤山、若宮、大柿、曹孫寺、砂原、合谷、片柴、中津、田久、神倉、吉田	横手、交、高橋	木地山、福本、大谷、奥走、太郎田、福吉	徳原、吉原
二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
〇・九	一・二	二・〇	二・七	一・五	一・七	二・二	二・七	四・四	
〇・五	〇・六	一・〇	一・四	〇・八	〇・九	一・二	一・四	二・三	
〇・四	〇・六	一・〇	一・三	〇・七	〇・八	一・〇	一・三	二・一	

蚕繭共済の共済金額及び共済掛金率表

共済目的		危険階級	地	域	箱きり 共済金額	共済掛金率 %	同上の 同率掛金率 %	同上の 同率掛金率 %
夏秋蚕繭	春蚕繭							
1乙	3甲	(C)	吉尾、本泉、今泉、大崎、片柴、吉岡	吉尾、本泉、今泉、大崎、片柴、吉岡	4000	七七%	三九%	三九%
3甲	3甲	(B)	加谷、錦町、牧、赤松、下谷、片柴、曹澤寺、砂奈、大瀬、坂本、余戸、高橋、井土、西小虎	加谷、錦町、牧、赤松、下谷、片柴、曹澤寺、砂奈、大瀬、坂本、余戸、高橋、井土、西小虎	4000	四九%	三五%	二四%
3丙	3丙	(B)	森、坂戸、久奈、多賀、太郎岡、榎手、三朝、山岡、井牛、奈	森、坂戸、久奈、多賀、太郎岡、榎手、三朝、山岡、井牛、奈	4000	三六%	二八%	一八%
4丙	4丙	(B)	下西谷、見地、助谷、柿谷、小河内、福岡、成、合谷、栗小虎、神倉	下西谷、見地、助谷、柿谷、小河内、福岡、成、合谷、栗小虎、神倉	4000	二九%	二五%	一四%
1乙	1乙	(B)	下西谷、太郎岡、多賀、小河内、大瀬、坂本、西小虎	下西谷、太郎岡、多賀、小河内、大瀬、坂本、西小虎	4000	一一・〇%	五・六%	五・四%
3乙	3乙	(A)	助谷、片柴、錦町、大崎、坂戸、本泉、今泉、柿谷、見地、赤松、土岡	助谷、片柴、錦町、大崎、坂戸、本泉、今泉、柿谷、見地、赤松、土岡	4000	七・五%	三八%	三七%
5甲	5甲	(A)	本森、牧、下谷、久奈、砂奈、三朝、山岡、榎手、栗小虎、真橋	本森、牧、下谷、久奈、砂奈、三朝、山岡、榎手、栗小虎、真橋	4000	五・六%	三九%	二七%
6乙	6乙	(A)	加谷、下瀬、吉尾、曹澤寺、福岡、片柴、余戸、成、合谷、井牛、奈、井土	加谷、下瀬、吉尾、曹澤寺、福岡、片柴、余戸、成、合谷、井牛、奈、井土	4000	四・二%	三一%	三一%

別表第四

家畜共済掛金率表

種別	共済目的		死廃病傷共済共済掛金率表		計	生産共済共済掛金率
	死廃部分	外診療技術料等以外部分	共済掛金率甲	共済掛金率乙		
牛	乳成乳牛 育種種雄牛 乳用種種雄牛 役肉用種種雄牛	三、二 一、九 六、一 三、九	二、九 一、三 〇、四 〇、七	三、四、二 三、五、二 一、〇、二 一、二、六	一〇、三、三 六、一、七 七、七、八 五、八、一	一三、〇、〇
馬	種雄馬 ばの馬 その他馬	四、四 一〇、八 五、六	〇、七 二、〇、七 一、三、六	一、三、〇 一、三、九 一、七、九	一六、六、一 一七、六、三 一八、六、六	二二、五、五
山羊	種雄山羊 その他山羊	三、四、五 二、五、二	三、二、八 二、八、八	四、一、五 三、四、八	四一、五、八 三、四、八	
めん羊	種雄めん羊 その他めん羊	二、四、一 二、二、五	一、一、四 一、八、八	二、二、〇 二、七、〇	二七、五、〇 二七、〇、〇	
種豚	種雄豚 種雌豚	一、二、〇 六、四、〇	一、一、四 二、二、四	二、二、四 三、二、四	一五、八、八 一一、九、八	